



SMTB年金ニュース

(平成26年3月25日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】 厚生年金保険法等の改正に伴う 確定給付企業年金法施行令・施行規則等の一部改正

昨日（平成26年3月24日）、厚生年金保険法等の改正に伴う確定給付企業年金法施行令・施行規則等の一部改正が公布されましたので、当該改正に係る主な改正内容をご案内いたします。

1. 公布された政省令等

- ① [公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令](#)
- ② [公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令](#)
- ③ [「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について](#)
- ④ [「確定給付企業年金制度について」の一部改正について](#)

なお、厚生年金基金に係る改正内容については、SMTB年金ニュース「【厚生年金基金】厚生年金保険法等の改正に係る政省令等の公布」（※）をご参照ください。

（※）http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20140325k.pdf

2. 適用時期

平成26年4月1日

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 【電話番号】03-6256-3825

3. 改正概要

(「主な政省令・通知の改正箇所」の番号(②規則第7条、等)は、上記1.の番号に対応しています)

(1)届出事項及び届出不要事項の範囲拡大

概要	主な政省令・通知の改正箇所
<p>【承認・認可申請事項⇒届出事項】</p> <p>ア. 給付に係る変更のうち労働協約等の変更により加入資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更(※) (ただし、<u>給付減額に該当する場合を除く</u>)</p> <p><u>(注) 事前に厚生局にご相談の上、進めていただくようお願いいたします。</u></p> <p>(※) 「その他の軽微な変更」につきましては以下の内容とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額制度における「定額」を増加する場合 ・給付額算定に用いる給与及び支給率を増加する場合 ・キャッシュ・バランスプランの仮想個人勘定残高の積み上げに用いる拠出付与額(定額又は、「給与×一定割合」の「給与」若しくは「一定割合」)を増加する場合(利息に用いる再評価率の増加はこれまでと同様に申請事項) ・休職期間(育児休業・介護休業を含む)を給付額算定上の期間から控除する(ただし、控除する場合は合理的な理由が必要)、又は控除していた期間を通算する場合 ・事業所増加に伴い、当該事業所の加入者の給付額の算定の基礎とする期間及び給与の額等を規定する場合(従前から届出であった取扱いの明確化) <p>イ. 脱退一時金相当額の受換に関する規約変更</p> <p>ウ. 個人単位の権利義務の移転承継の規約変更 (<u>権利義務移転・承継の実施はこれまでと同様に申請事項</u>)</p> <p><補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約本則にあらかじめ権利義務移転承継を規定 : 規約変更の届出……………(A) 上記規定があり、実際に権利義務移転承継が発生 : 権利義務移転承継の申請…(B) ・規約附則に1回限りの権利義務移転承継を規定 : (A)の届出+(B)の申請 	<p>②規則第7条及び第15条 ④法令解釈第一</p>
<p>【届出事項⇒届出不要事項】</p> <p>「事業主の名称及び住所」・「実施事業所の名称及び所在地」の市町村の名称変更に伴う住所・所在地の変更(市町村の名称変更以外はこれまでと同様に届出事項)</p>	<p>②規則第10条及び第18条</p>

なお、届出事項及び届出不要事項の範囲拡大に関連する法令の改正箇所について、下記【ご参考】にまとめております。

【ご参考】 [規則・通知の改正箇所\(新旧対照表\)](#)

(2) キャッシュ・バランスプラン等の給付設計の弾力化

<p>【キャッシュ・バランスプランにおける年金給付利率】 (変更前) 下限予定利率以上 ⇒ (変更後) 零以上 <u>(注) 選択一時金額の要件 (選択一時金の額は、下限予定利率により算定される年金現価額以下であること) が緩和されていないため、年金給付利率を下限予定利率未満とすると、選択一時金取得時に不整合が生じる (年金給付利率が下限予定利率未満の場合、選択一時金が年金原資を下回る) ため、実質的には緩和されない状態。</u></p>	②規則第 26 条 第 3 項第 1 号 ③(別紙 1) 三-二 ④法令解釈第三
<p>【キャッシュ・バランスプランにおける給付額の再評価等の弾力化】 ・積立金の運用利回りの実績を用いることが可能 ・加入中及び据置中の再評価に用いる利率は、単年度では零を下回ることが可能 <u>(ただし、通算では零以上となることが必要。)</u></p>	②規則第 29 条 ③(別紙 1) 三-二
<p>【給付額の算定に用いる死亡率】 規約に定めることにより、加入者、加入者であった者及びその遺族の死亡実績並びに予測に基づき合理的に予定死亡率を定めることが可能 (キャッシュ・バランスプランに限らず可能)</p>	②規則第 26 条 第 3 項第 2 号

(3) 段階引上げ償却時の特例掛金の弾力化

<p>特別掛金の段階引上げ償却を採用している確定給付企業年金が非継続基準に抵触した場合、翌々事業年度に拠出すべき特例掛金の計算において、「翌々事業年度の特例掛金」の代わりに「翌々事業年度の特例掛金又は元利均等償却を行った場合の特例掛金」を使用することが可能</p>	②規則第 59 条
--	-----------

(4) 回復計画に係る経過措置の延長

<p>回復計画の適用期間を「事業年度の末日が平成 30 年 3 月 30 日まで」から「当分の間」に変更</p>	②規則附則 (H24. 1. 31 改正) 第 4 条
--	-----------------------------------

(5) 企業年金連合会の規定の整備

<p>企業年金連合会に関する規定の追加等 (厚生年金基金規則の廃止等に伴うもの)</p>	①令第 65 条の 2 ～第 65 条の 13 ②規則第 104 条の 2 ～第 104 条の 13
--	---

(6) 年金数理人に関する規定の整備

<p>年金数理人の要件に関する規定の追加 (厚生年金基金規則の廃止等に伴うもの)</p>	②規則第 116 条の 2
--	---------------

以上